

西宮市小児慢性特定疾病医療意見書電子化支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「補助金等の取扱いに関する規則」(昭和58年西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。)に基づき、小児慢性特定疾病指定医の勤務する医療機関(以下「医療機関」という。)が医療意見書の電子化等の環境整備を行うに当たり要するかかり増し経費を支援することを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 医療機関が行う小児慢性特定疾病支給事務における医療意見書の電子化等の環境整備に要する経費(需用費、役務費、委託料、備品購入費)であって、市長が必要と認めるもの。

(補助率)

第3条 補助率は1/2以内とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は次により算出するものとする。

- (1) 次の表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じた額を補助額とする。ただし、当該年度予算額を上限とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

基準額	100,000円
-----	----------

(事業認定)

第5条 医療機関が補助金の交付をうけようとするときは、別に定める事業計画書により、事業計画の認定を受けるものとする。

(交付申請及び実績報告等)

第6条 前条の規定により事業計画の認定を受けた医療機関は、補助金規則に基づき、交付申請及び実績報告等の手続きを行うものとする。

付則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。